

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：「火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島R8－1工区）」
- 2) 業務内容： 中之島において、令和6年8月に火山災害警戒地域に指定されたことを受け、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する必要がある、これにあたって、噴火シナリオ・土砂災害予想区域図（火山砂防ハザードマップ）の作成、火山防災協議会の設置、地域防災計画の変更が必要となる。
このことから、令和7年度の検討委員会により保全対象及び土砂移動シナリオの検討を実施したところであり、引き続き、火山砂防ハザードマップと緊急減災対策砂防計画の策定に向けた各種分析・検討及び委員会の運営補助を行うことを目的とする。
- 3) 業務範囲：鹿児島郡十島村中之島地内の火山災害警戒地域とする。
- 4) 履行期間：契約締結の翌日から令和10年3月24日（金）まで（予定）
- 5) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。
- 6) 本業務の参加表明書等の提出は、持参、郵送又は電子メールで行う。
(着信確認を行うこと)

2. 参加資格

技術提案書の提出は、①～③に掲げる資格を満たす単体企業であること。

《単体企業》

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 令和8年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く）であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

３．技術提案書の提出者を選定するための基準

- １）参加表明者の経験及び能力
- ２）配置予定管理技術者の経験及び能力
- ３）当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４．技術提案書を特定するための評価基準

- １）配置予定管理技術者の経験及び能力
- ２）業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- ３）評価テーマに関する技術提案

５．手続等

- １）担当部局
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県 土木部 砂防課
電 話 099-286-3618（直通）
E-mail esc@pref.kagoshima.lg.jp
- ２）提出要請書（説明書）の交付期間、場所及び方法
鹿児島県ホームページよりダウンロードする。
交付期間は、令和８年９月１日（火）８時３０分から
令和８年９月１４日（月）１７時までとする。
- ３）参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - ①提出期間：令和８年９月１４日（月）１７時まで
 - ②提出場所：上記５．１）に同じ
 - ③提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
なお、電子メールの容量は５MB以内とすること。

4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期間：令和8年10月13日（火）17時まで

②提出場所：上記5. 1) に同じ

③提出方法：持参、郵送は電子メール（着信確認をすること）による。
なお、電子メールの容量は5MB以内とすること。

5) ヒアリング

①提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う予定。

実施方法：Web方式とし、詳細については別途通知する。

実施期間：令和8年10月14日（水）～同20日（火）のうち1日（
休日を除く）を予定。

説明者：配置予定の管理技術者。

やむを得ない事情の場合は、配置予定の担当技術者でも可。

②ヒアリングでは技術資料に記載の下記事項について、質疑応答を行う。

- ・配置予定管理技術者の経歴や実績について
- ・業務の実施方針・手法について
- ・評価テーマに対する技術提案について
- ・参考見積について

③ヒアリングの実施方法等を変更する場合は、事前に別途通知する。

6. その他

1) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2) 契約保証金は、契約金額の1/10以上の額とする。

3) 契約書作成の要否：要

4) 関連情報を入手するための照会窓口は、5. 1) に同じ。

5) 2. ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も
5. 3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案
書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書の提出の時に
いて、当該資格の認定及び支店等営業所の登録を受けていなければならない。

6) 詳細は、技術提案書の「提出要請書」による。